

看護闘争ニュース

NO. 130

2008年3月10日

3.5 政府交渉（厚労省看護関係）

看護職員確保法を改正せよ 需給見通しの検討来年度スタート 2年課程通信制の内容見直しをせよ

医政局看護課・医療安全推進室、保険局から6名が対応し、交渉団は大村副委員長、中島・井上中央執行委員はじめ24名が参加しました。

「看護職員確保法・基本指針」の改定については、前回交渉での厚労省が「看護師不足の認識は持っている」「確保法改正の必要性は認識している。指摘は持ち帰って検討する」と回答したことに則り追求しました。「改正作業は、現在検討中の基礎教育、教育体制の状況を踏まえて行う。1人の月夜勤日数は、9.0日から8.4日になり、改善されている」の答弁に、交渉団は「確保法では月8日以内の規制。16年経過して、法律も守られていない状況」と問題点を指摘し、「看護労働の過酷さ・人員不足が社会問題になっている現在、まず確保法改正を最優先課題にして検討すべき。現状では、臨床で学生指導もできない」と厚労省の責任を追及しました。厚労省は、「確保法改正のスケジュールなどについて、持ち帰って検討し回答する」と約束しました。

「第6次需給見通しは、来年度より次期需給見通し策定の検討を開始する。実態調査を行い検討するが、高齢化、医療の高度化などによる需給の増大は認識している」と答弁し、次期改定にむけての作業が開始することを明らかにしました。交渉団は、第6次需給見通しの「一般病床の労働条件改善項目」が空論になっている実態を示しながら、すべての一般病床で実現するような需給数を示せと追及しました。

看護業務の見直し問題では、「規制改革会議・第2次答申」や医政局長通知での、医行為の看護職への委譲問題で追及しました。現場では、造影剤の静脈注射を看護師に委譲しようとする動きや、抗癌剤や輸血を看護師が行っている実態を指摘し、医療安全の面からも法的側面からも問題と追及しました。厚労省は、「持ち帰って、看護課・安全推進室などが連携して検討し、後日回答する」と答弁しました。医療安全では、医療安全調査委員会（仮称）や産科の無過失補償制度の検討中の経過が報告されましたが、医労連は、「政府から独立した公平・中立を担保した第三者機関」「産科に限定せず医療全体の無過失補償制度」を協調しました。

また、「気管カニューレの窒息事故が続発したことから調査検討し、通知をだした」と答弁しました。

看護制度の課題では、2年課程通信制を受講している准看護師から、ある養成校で4人の死亡者がでた過酷な実態が報告されました。あらためて、働きながら学ぶことの過酷な実態や現状のカリキュラムの矛盾が指摘され、「2年課程通信制が2004年開始して4年を経過した現在、問題や矛盾も多く生じている。内容の見直しと改善を」「養成所への支援だけでなく、受講している准看護師への支援を」と訴えました。

看護制度一本化の課題では、厚労省は「21世紀の早い段階を目途に養成制度の統合に努めるという認識は継続して持っている。しかし関係団体に折に触れ理解を求めているが、まだ合意が得られていない」と、前回の回答から変化はなく、交渉団は、厚労省の取組みの遅れを指摘し、すぐに着手するよう強く要請しました。

岩手県医療局の「8日夜勤協定」の一方的破棄予告に緊急抗議FAXの集中を！

岩手県医療局は、過去20年に遡り、17の労働協約・確認書を一括破棄すると予告。「月8日夜勤」協定についても、06年診療報酬改定で夜勤時間帯労働が72時間になったことを理由に、「72時間夜勤ができるようになったから、夜勤協定を破棄する」と、見当違いも甚だしい誤った認識で、夜勤協定の一方的破棄を強行しようとしています。

抗議電 〒 020-0023
岩手県盛岡市内丸11-1
岩手県医療局 医療局長 法貴 敬(ほうき たかし)

FAX 019-629-6319

外国の新人看護職員の研修

オーストラリア（ニューサウスウェールズ州）

新人研修が開始された理由

看護教育が病院システムから大学での教育に変わり、新卒看護師の臨床経験不足が問題となったため

プログラムの目的

臨床現場での知識と看護技術の能力を確保し、現場の環境に慣れ、医療ケアができるように支援すること

プログラムの内容

12ヶ月間で、4ヶ月ごとに内科・外科・専門領域の3部門をローテーションするシステム。専門領域の決定は、コ・ディネーターと相談の上決定。新人看護師は、プリセプターの支援を受けながら臨床の実践能力を向上させる。看護技術は、チェックリストに基づいて評価される。

州全体のシステムとして実施。研修期間中の新卒看護師の雇用は、各病棟の定数以外の枠で採用。新採用者と同じ待遇として給与が支給される。



イギリス

新人研修が開始された理由

歴史的に、看護学生は労働力の一部とみなされ訓練されてきた。1986年から看護学校は大学に移行し、教育の予算は医療予算と切り離された。看護教育改革に基づき、看護教育が一本化され、今まで別々に小児看護師、精神科看護師等を統合してカリキュラムが作られた（プロジェクト2000）。しかし、このシステムで育成される新規看護師の技術と適正が問題となる（旧カリキュラムと比べて、臨床技術と看護技術が不足）。政府は、看護教育プロジェクト（Makings difference）を打ち出し、このレポートをもとに、各国民健康サービス（NHS）の施設が独自のプログラムで新人看護教育を行うこととされた。

プログラムの内容 【事例 マンチェスターのトラスト】

新人教育には公的資金が使われ、新人教育プログラムは1年間。通常は1対1のプリセプターシップ。コースは4ヶ月ごとの3つに分かれる。それぞれのコースで2日間のコースを持つ。

はじめの4ヶ月では輸液療法のコースを2日間行う。技術だけでなく専門的、法律的、リスクマネジメント、輸液量の計算方法等を実習する。次の4ヶ月では、自己効力コースを行う。これは、基礎管理コースである。2日間どのように自分の仕事量を管理するかを学ぶ。最後の4ヶ月では2日間のアセスメントと教育のシンプルなセッションを行う。